実 質 収 支 に 関 す る 調 書

平成 30 年度 和歌山県一般会計

区分			金額
			千円
1	歳入総額		548,054,461
2	歳出総額		538,559,479
3	歳入歳出差引額		9,494,982
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	6,068,342
		(3) 事故繰越し繰越額	84
		計	6,068,426
5	実質収支額		3,426,556
6	実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県農林水産振興資金特別会計		
区分		金額
1 歳入総額		千円 907,387
2 歳出総額		119,304
3 歳入歳出差引額		788,083
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		788,083
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県中小企業振興資金特別会計		
区　　分		金　　額
1 歳入総額		千円 1,074,597
2 歳出総額		793,450
3 歳入歳出差引額		281,147
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		281,147
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計			
区分			金額
1	歳入総額		千円 221,801
2	歳出総額		147,637
3	歳入歳出差引額		74,164
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		74,164
6	実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県修学奨励金特別会計

区分		金額
		千円
1 歳入総額		308,580
2 歳出総額		221,394
3 歳入歳出差引額		87,186
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		87,186
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県職員住宅特別会計		
区　　分		金　　額
1 歳入総額		千円 209,210
2 歳出総額		185,256
3 歳入歳出差引額		23,954
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		23,954
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 国民健康保険特別会計		
区分		金額
		千円
1 歳入総額		103,232,101
2 歳出総額		101,730,298
3 歳入歳出差引額		1,501,803
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		1,501,803
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県営競輪事業特別会計

区分			金額
			千円
1	歳入総額		11,555,298
2	歳出総額		10,961,630
3	歳入歳出差引額		593,668
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		593,668
6	実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

(注) 千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県営港湾施設管理特別会計

区分		金額
		千円
1 歳入総額		759,076
2 歳出総額		705,695
3 歳入歳出差引額		53,381
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	26
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	26
5 実質収支額		53,355
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県流域下水道事業特別会計

区分			金額
			千円
1	歳入総額		1,923,298
2	歳出総額		1,741,947
3	歳入歳出差引額		181,351
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	65,768
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	65,768
5	実質収支額		115,583
6	実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県市町村振興資金特別会計

区分		金額
1 歳入総額		千円 2,930,293
2 歳出総額		798,822
3 歳入歳出差引額		2,131,471
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		2,131,471
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

(注) 千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県自動車税等証紙特別会計		
区　　分		金　　額
1 歳入総額		千円 1,826,323
2 歳出総額		1,826,323
3 歳入歳出差引額		-
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実質収支額		-
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		-

（注）千円未満四捨五入

<table>
<tr><td colspan="3">平成 30 年度 和歌山県用地取得事業特別会計</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　　分</td><td>金　　額</td></tr>
<tr><td colspan="2">1 歳入総額</td><td>千円
5,305,256</td></tr>
<tr><td colspan="2">2 歳出総額</td><td>5,305,256</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 歳入歳出差引額</td><td>-</td></tr>
<tr><td rowspan="4">4 翌年度へ繰り越すべき財源</td><td>(1) 継続費逓次繰越額</td><td>-</td></tr>
<tr><td>(2) 繰越明許費繰越額</td><td>-</td></tr>
<tr><td>(3) 事故繰越し繰越額</td><td>-</td></tr>
<tr><td>計</td><td>-</td></tr>
<tr><td colspan="2">5 実質収支額</td><td>-</td></tr>
<tr><td colspan="2">6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額</td><td>-</td></tr>
</table>

（注）千円未満四捨五入

平成 30 年度 和歌山県公債管理特別会計

区分		金額
1 歳入総額		千円 122,319,694
2 歳出総額		122,319,694
3 歳入歳出差引額		−
4 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	−
	(2) 繰越明許費繰越額	−
	(3) 事故繰越し繰越額	−
	計	−
5 実質収支額		−
6 実質収支額のうち地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額		−

（注）千円未満四捨五入